

登録商標「奥西木工・キズ物市広告チラシ」取消審決取消請求事件：知財高裁令和2(行ケ)10072・令和2年12月2日(2部)判決<請求棄却>

【キーワード】

要証期間（審判請求登録前3年以内）、各チラシの説明力（広告力）、商標法50条の趣旨、社会通念上同一の商標

【事案の概要】

本件は、商標法50条に基づいて商標登録を取り消した審決の取消訴訟であり、争点は原告による本件商標の使用の有無である。

1 本件商標

原告（株式会社タキソウ）は、以下の商標（以下「本件商標」という。）の商標権者である（甲14, 19）。原告は、奥西木工株式会社（以下「奥西木工」という。）から、本件商標に係る商標権（以下「本件商標権」という。）を譲り受け、その旨の移転登録（受付年月日：平成27年5月19日）を経由した（甲19）。



- (1) 登録番号 第4604203号
- (2) 出願日 平成12年7月4日
- (3) 登録日 平成14年9月13日
- (4) 更新登録 平成24年9月18日
- (5) 商品及び役務の区分並びに指定商品 第20類 家具

2 特許庁における手続の経緯

被告Yは、平成30年3月5日、商標法50条1項に基づき、本件商標について、商標登録取消しの審決を求める審判（以下「本件審判」という。）の請求をし、同月20日、審判請求の登録がされた（甲19）。

特許庁は、上記請求を取消2018-300132号事件として審理した上、令和2年4月28日、「登録第4604203号商標の商標登録を取り消す。」との審決をし、その謄本は、原告に送達された。

3 審決の理由の要点

(1) 原告は、本件審判請求の登録前3年以内（以下「要証期間」という。）に本件商標を使用したことを立証するために、平成27年7月末から平成30年3月の期間に作成した各チラシ（甲1～7。以下、併せて「本件チラシ1」という。）及び平成27年3月21日～23日、同月28日～30日を売出日とするチラシ（甲12、13。以下、併せて「本件チラシ2」といい、本件チラシ1と本件チラシ2を併せて「本件チラシ」という。）を提出する。

しかし、本件商標は、全体が一様に朱色をもって広告チラシを縮小した構成からなり、その上部には、上が欠けた円図形の内側に将棋の駒様の図形を配し、「京都最大の家具専門店奥西木工の魅力あるキズもの」、「キズ物市、大放し、大処分、家具」等の文字を書し、また、下部には矢印と共に「うら面へつづく」、白抜き文字で「奥西木工」等の文字を表示してなるところ、上記構成からなる本件商標は、その構成中、「奥西木工」の文字は、これに接する需要者、取引者をして、商品の製造、販売者を表すものと認識される自他商品識別標識としての機能を有するものである。

他方、本件チラシに記載された標章（以下「本件使用商標」といい、本件チラシ1に記載された標章を「本件使用商標1」、本件チラシ2に記載された標章を「本件使用商標2」という。）は、商標権者である原告（株式会社タキソウ）の略称と認識される「T a k i s o u」（甲1～7、12、13）や「タキソウパルクス刈谷店」（甲1）、「タキソウ家具」（甲1～7、12、13）、「タキソウ家具本店」（甲2～5、12、13）及び「タキソウパルクス吉原店」（甲6、7）の文字が記載されていることは確認できるものの、「奥西木工」の文字の記載はない。

そうすると、本件使用商標には、本件商標の要部と認められる「奥西木工」の文字が表示されていることが確認できないから、本件使用商標は、本件商標と社会通念上同一と認められる商標とはいえない。

- (2) なお、本件チラシ2の最終段には「商標登録 第4604203号 本

広告のデザイン・レイアウトを無断で使用した場合は、商標権の侵害となります。この催事は奥西木エキズ物市事業本部の協賛によるものです。」の記載があるが、同記載のうち、前段は、単に本件商標に係る商標権侵害についての説明にすぎない。後段については、仮に「奥西木工キズ物市事業本部」が本件商標の前権利者である奥西木工であるとしても、その記載内容からすると、奥西木工が本件チラシ2に記載された販売会の協賛であることを表すにすぎないものであるから、当該表示をもって、本件チラシ2において本件商標を使用したものと認めることはできない。

(3) 以上からすると、原告が、要証期間内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかが、その請求に係る商品について、本件商標又は本件商標と社会通念上同一と認められるものの使用をしていることを証明したとは認められないから、本件商標の登録は、商標法50条により取り消すべきものである。

【判 断】

1 本件商標のうち、「奥西木工」の文字部分が、出所表示機能を有する要部に当たるかについて

本件商標は、前記第2の1のとおり、全体が一様に朱色の家具の催事についての広告チラシを縮小した構成からなり、その上部には、上が欠けた円図形の内側に大きな赤い文字で「大処分」と記載され、その右側に「キズ物 半ば物山積」と記載された白抜きの将棋の駒様の図形を配し、さらに、上記円図形の右内側に大きく「家具」の文字が記載され、内側に家具の絵が配されており、上記円図形の左上に「京都最大の家具専門店奥西木工の魅力あるキズもの」と大きく記載され、同図形の上に「キズ物市」とより大きく記載され、同図形の左には「大放し」と大きく記載されており、その下部には、矢印と共に「うら面へつづく」と記載され、最下部には赤色の長方形の中に白抜き文字で「奥西木工」等の文字が記載されているものである。

上記のような本件商標の構成からすると、本件商標に接した需要者、取引者は、本件商標が、「キズ物市」という家具の催事についてのチラシであると認識すると認められるところ、「大処分」、「家具」、「キズ物市」、「大放し」といった記載や家具の絵は、販売される商品や催事の内容などを表すものと認識されるのであって、本件商標には、「奥西木工」の文字部分以外に、本件商標に記載された各商品（家具）の出所を示すような表示はない。そうすると、本件商標に接した需要者、取引者は、「奥西木工」の記載をもって、指定商品である家具の出所を表示するものとして認識するものと認められ、「奥西木工」の文字部分は、要部であるというべきである。

2 本件商標と本件使用商標との社会通念上の同一性について

(1) 本件チラシ1について

前記1を前提にして、本件チラシ上で用いられている本件使用商標と本件商

標との社会通念上の同一性について判断する。

本件チラシ1（甲1～7）は、いずれも広告チラシであり、上部に上が欠けた円図形の内側に「大処分」、「キズもの 半ばもの 山積」と記載された将棋の駒様の図形を配し、さらに、上記円図形の右内側に大きく「家具」の文字が記載され、内側に家具の絵が配され、上記円図形の上に「キズ物市」と大きく記載され、上記円図形の左に「大放出」と大きく記載されている点では本件商標と同じであるが、本件チラシ1は、本訴において、白黒の写ししか提出されておらず、その色彩は不明である。

また、本件チラシ1には、「奥西木工」という文字は何ら記載されておらず、かえって、本件商標において「京都最大の家具専門店奥西木工の魅力あるキズもの」との文字が記載されていた上記円図形の左上の部分には、「創業51周年刈谷地区最大級！家具・インテリア・生活雑貨 タキソウパルクス刈谷店の魅力あるキズもの（商品全ては書ききれません!）」（甲1）、「創業51周年（甲2，3。甲4，5は52周年）三河地区最大級の家具チェーン タキソウ家具本店の魅力あるキズもの（商品全ては書ききれません!）」（甲2～5）、「創業53周年三河地区最大級の家具チェーンタキソウパルクス吉原店1年半ぶりの魅力あるキズもの（商品全ては書ききれません!）」（甲6，7）と記載され、「大放出!!」の下にも、「タキソウパルクス刈谷店」（甲1）、「タキソウ家具本店」（甲2～5）、「タキソウパルクス吉原店」（甲6，7）と大きく記載されている。また、本件チラシ1のうち、甲2以外のものには、中段の長方形の枠内に「タキソウ家具 価格も商品も納得の税込価格」と目を引くように大きく記載されており（甲1，3～7）、甲3～5の最下部には「T a k i s o u タキソウ家具本店」との記載があり、甲6，7の最下部には「T a k i s o u タキソウパルクス吉原店」との記載がある。

そうすると、本件チラシ1は、その全体のレイアウトは、本件商標と共通する部分があるものの、本件チラシ1のいずれにも本件商標の要部である「奥西木工」という文字部分がなく、「タキソウパルクス刈谷店」、「タキソウ家具」、「タキソウ家具本店」、「タキソウパルクス吉原店」などとの記載があるのみであるから、本件チラシ1に記載された本件使用商標1は、本件商標とは外観が大きく異なる上、本件商標から生じる「オクニシモッコウ」などの称呼や「奥西木工の主催するキズ物市」といった観念も本件使用商標1からは生じない。

以上からすると、本件使用商標1が、本件商標と社会通念上同一ということはできない。

(2) 本件チラシ2について

ア 本件チラシ2（甲12，13）について、その上部にボールペン書きで「2015年 3/21」（甲12）、「2015年 3/28」（甲13）と記載されているものの、本件チラシ2自体には、本件チラシ2が何年に印刷、配布されたのかを示す記載は存在しない。

また、甲13の2枚目について、最下部にある、長方形の赤枠内に「T a k i s o uタキソウ家具本店」などと記載された部分の中央に段差がある上、同長方形の枠の一部が商品の記載と重なっているなど、不自然な点があることが見受けられる。

しかも、甲12、13について、その原本は提出されていない。

以上に加え、当時の商標権者である奥西木工が平成27年3月23日に破産手続開始決定を受けており（乙11）、同月21日から28日にかけて原告の催事に協賛することは考え難いことも考え併せると、本件チラシ2が要証期間中に印刷、配布されたものであると認めることはできない。

イ また、仮に本件チラシ2が要証期間中に配布されたものであるとしても、以下のとおり、本件商標と本件チラシ2に記載された本件使用商標2は社会通念上同一とはいえない。

本件チラシ2は、本件商標とは、前記(1)の本件チラシ1の場合と同様の共通点がある上、色彩も本件商標と同じであるが、本件チラシ2では、本件商標において、「京都最大の家具専門店奥西木工の魅力あるキズもの」の文字が記載されていた円図形の左上の部分に、「創業50周年三河地区最大級の家具チェーン タキソウ家具本店の魅力あるキズもの（商品全ては書ききれません!）」などと記載され、「大放出!!」の下にも「タキソウ家具本店」と大きく記載されており、さらに、その下部（甲13）や中段の長方形の枠内（甲12）に「タキソウ家具 価格も商品も納得の税込価格」と大きく記載されており、最下部に「T a k i s o uタキソウ家具本店」との記載がある。

なお、本件チラシ2の最終段には「この催事は奥西木エキズ物市事業本部の協賛によるものです。」との記載があるものの、同記載は、非常に小さく記載されている上、かつその内容も「奥西木工」が本件チラシ2に記載されたキズ物市に協賛していることを表しているにすぎない。

そうすると、本件チラシ2に記載された本件使用商標2の外観は、本件商標とは大きく異なるし、本件使用商標2からは、「奥西木工の主催するキズ物市」といった本件商標から生じる観念は生じない。

以上からすると、本件使用商標2が、本件商標と社会通念上同一ということ
はできない。

3 よって、原告が主張する取消事由は理由がない。

結 論

以上のとおり、原告の請求には理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本事件は、商標法50条の規定に基づいて、商標登録を取り消すことができることと規定されていることから、商標権者は「継続して3年以上日本国内において各指定商品または指定役務について使用する義務」を課せられているので

ある。

そこで、本件登録商標の標章態様を見ると、添付する商標公報に記載されているとおりのものであるところ、しかしこれは果たして標章といえるものなのかと、首をかしげざるを得ないのである。

〔牛木 理一〕

[本 件 登 録 商 標]

- (1 9 0) 【発行国・地域】日本国特許庁 (J P)
- (4 5 0) 【発行日】平成 1 4 年 1 0 月 1 5 日 (2 0 0 2 . 1 0 . 1 5)
- 【公報種別】商標公報
- (1 1 1) 【登録番号】商標登録第 4 6 0 4 2 0 3 号 (T 4 6 0 4 2 0 3)
- (1 5 1) 【登録日】平成 1 4 年 9 月 1 3 日 (2 0 0 2 . 9 . 1 3)
- (5 4 0) 【登録商標】



- (5 0 0) 【商品及び役務の区分の数】 1
- (5 1 1) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第 2 0 類 家具

【国際分類第7版】

(210) 【出願番号】商願2000-74400 (T2000-74400)

(220) 【出願日】平成12年7月4日 (2000. 7. 4)

【審判番号】不服2002-473 (T2002-473/J1)

【審判請求日】平成14年1月10日 (2002. 1. 10)

(732) 【商標権者】

【識別番号】500316054

【氏名又は名称】奥西木工株式会社

【住所又は居所】京都府京田辺市草内南垣内18番地の3

(2) 商標公報4604203

(740) 【代理人】

【識別番号】100075328

【弁理士】

【氏名又は名称】畑岸 義夫

(740) 【代理人】

【識別番号】100075155

【弁理士】

【氏名又は名称】亀井 弘勝

(740) 【代理人】

【識別番号】100087701

【弁理士】

【氏名又は名称】稲岡 耕作

(740) 【代理人】

【識別番号】100101328

【弁理士】

【氏名又は名称】川崎 実夫

【法区分】平成8年法

【審判長】【特許庁審判官】涌井 幸一

【特許庁審判官】佐藤 達夫

【特許庁審判官】中嶋 容伸

(561) 【称呼 (参考情報)】キョートサイダイノカグセンモンテンオクニシモッコー、キズモノイチ、カグダイショブндаイホーシュツ、オクニシモッコー

【検索用文字商標 (参考情報)】京都最大の、家具専門店、奥西木工の、魅力あるキズもの、キズ物市、家具、大処分、大放し、奥西木工

【類似群コード (参考情報)】

第20類 20A01